

小値賀町地域防災計画

長崎県小値賀町

2005年3月修正

目 次

第 1 章 総 則

第 1 節 目 的	1
第 2 節 用 語	1
第 3 節 関係機関の処理すべき防災事務又は業務の大綱	1
第 4 節 地勢と災害の特性	4

第 2 章 災害予防計画

第 1 節 予報又は警報等の伝達計画	6
第 2 節 異常降雨に対する災害予防	8
第 3 節 台風に対する災害予防	9
第 4 節 大火に対する災害予防	10
第 5 節 地震津波に対する災害予防	12
第 6 節 油流出に対する災害予防	13
第 7 節 防災教育及び広報	14
第 8 節 防災訓練の実施	15
第 9 節 自主防災組織の活動、育成	16
第 10 節 災害危険区域の設定	16

第3章 災害応急対策

第1節	小値賀町災害警戒本部	17
第2節	小値賀町災害対策本部	18
第3節	動員計画	23
第4節	災害情報の収集、報告及び広報計画	27
第5節	災害救助措置	29
第6節	避難計画	30
第7節	洪水防ぎょ計画	33
第8節	防疫計画	33
第9節	交通施設災害応急対策計画	35
第10節	文教対策計画	35
第11節	農林生産物災害応急対策計画	36
第12節	自衛隊災害派遣要請計画	38
第13節	地震及び津波災害対策計画	39
第14節	油流出事故に対する災害対策計画	40

第4章 災害復旧計画

第1節	公共施設の災害復旧	42
第2節	民有施設の災害復旧	42

第 1 章 総 則

第 1 節 目 的

この計画は災害対策基本法第 4 2 条の規定に基づき、小値賀町の地域にかかる災害対策に関して、次の事項を定め、もって総合的かつ計画的な防災の推進を図り、防災の万全を期するものとする。

- 1．小値賀町地域の地勢と災害記録及びその特性、小値賀町地域の防災に関し小値賀町及び公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者が処理すべき事務または業務の大綱
- 2．災害危険地域の調査把握、防災施設及び物資の整備、防災教育及び訓練並びに防災組織の整備等災害予防計画
- 3．防災に関する組織、動員、気象警報等の伝達、災害情報等の収集、避難、水防、消防等の災害発生の防ぎょ計画及び食料、医療等の供給、医療救出等の応急救助計画並びにその他災害の拡大を防止するための計画等災害応急対策の計画
- 4．災害の復旧に関する計画
- 5．その他必要な計画

第 2 節 用 語

この計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

防災計画	小値賀町地域防災計画をいう。
県防災計画	長崎県地域防災計画をいう。
本部	小値賀町災害対策本部をいう。
県本部	長崎県災害対策本部をいう。
県地方本部	長崎県災害対策本部県北地方本部をいう。
県本部長	長崎県災害対策本部長をいう。
県北地方本部長	長崎県災害対策本部県北地方本部長をいう。
基本法	災害対策基本法（昭和 3 6 年法律第 2 2 3 号をいう。）
救助法	災害救助法（昭和 2 2 年法律第 1 1 8 号）をいう。

第 3 節 関係機関の処理すべき防災事務又は業務の大綱

小値賀町の区域を管轄する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及

び町内の公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者はそれぞれの所轄事務、又は業務を通じて小値賀町の地域にかかる防災に寄与すべきものとし、それぞれが防災に関して処理すべき事務、又は事務の大綱は次のとおりとする。

1．小値賀町

- ・小値賀町防災会議に関する事務
- ・防災施設の新設、改良及び復旧の実施
- ・町内の災害に関する情報の伝達、収集及び被害調査
- ・被害者に対する救助及び救済措置
- ・災害時における保健衛生、文教及び交通対策
- ・関係団体が実施する災害応急対策等の調整
- ・災害対策に関する隣接町の相互応援協力等

2．県の地方機関関係

(1) 県北振興局管理部総務企画課総務係 (0956-23-4211 ・直通0956-22-0374)

- ・災害時における管内区域の県管理の道路等の応急対策
- ・海岸保全施設の被害調査及び災害復旧

(2) 県北福祉事務所 (0956-65-2746)

- ・被害者の福祉行政等に関すること

(3) 佐世保農業改良普及センター (0956-23-2622)

- ・農作物、家畜の災害対策に関すること

(4) 上五島保健所 (42-1121)

- ・災害時における管内区域の保健衛生指導

(5) 新上五島警察署 (42-0110)

- ・災害時における警備、交通、通信等対策

3．指定地方行政機関関係

(1) 小値賀空港管理事務所 (56-4110)

- ・飛行場及びその周辺における各種事故等対策

(2) 福江測候所 (0959-72-5145)

- ・気象予警報等の発表及び伝達
- ・防災気象に関する知識の普及

(3) 佐世保海上保安部 (0956-31-6003)

- ・海上の治安、警備及び救護にかかる対策

- (4) 小値賀郵便局 (56-2042)
 - ・非常災害時における郵政事業の運行確保
 - ・災害救助用物資、小包郵便の料金免除等
- (5) 佐世保市西消防署小値賀出張所 (43-3119)
 - ・災害時における要援助者の応急手当及び医療機関等の搬送

4 . 指定 (地方) 公共機関関係

- (1) 九州電力有川営業所 (42-1131)
 - ・災害時における電力の供給確保
 - ・被災施設の応急対策及び災害復旧
- (2) NTT 佐世保支店 総務担当 (0956-23-0101) 又は113
労働担当 (0956-23-0105)
 - ・災害時における電信電話施設の保全
 - ・災害非常電話の調整等
- (3) 九州商船小値賀代理店 (56-3135) 野母商船小値賀代理店 (56-2821)
 - ・災害対策用物資等の応急輸送対策への協力
- (4) 長崎新聞社上五島支局 (42-0324)
 - ・災害状況及び災害対策に関する報道

5 . 自衛隊

- (1) 陸上自衛隊第16普通科連隊 (0957-52-2131)
 - ・災害時における人命、財産の救助及び応急復旧活動支援

6 . 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者関係

- (1) 小値賀町社会福祉協議会 (56-4193)
 - ・小値賀町が行う避難及び応急対策への協力
 - ・被災者の保護及び救援物資の支援
- (2) 小値賀町商工会 (56-2323)
 - ・町が行う商工関係被害調査及び応急対策への協力
 - ・救助用物資、復旧資材の確保についての協力
- (3) 小値賀町漁業協同組合 (56-3131)
 - ・災害情報等の伝達及び協同利用施設の災害対策
 - ・被災組合員に対する融資、又はその斡旋

(4) J Aながさき西海農協小値賀支店 (56-3161)

- ・農作物の災害応急対策の指導
- ・県、町が行う被害調査及び応急対策への協力

(5) 小値賀町立小値賀診療所 (56-4111)

- ・避難設備等の整備及び避難訓練の実施
- ・避難時における入院患者等の保護及び誘導

(6) 社会福祉施設の管理者 (養寿園 56-4141)

- ・避難設備等の整備及び避難訓練の実施
- ・避難時における収容員の保護及び誘導

(7) 金融機関

- ・被災者に対する資金融資等

(8) 危険物、高圧ガス施設の管理者

- ・防護施設等の整備及び点検
- ・災害時における危険物等の安全管理の徹底

7 . その他 (地区会長、婦人会)

町が行う災害情報等の伝達、罹災者の保護、炊出し及び義援金品の募集配分

第4節 地勢と災害の特性

1 . 小値賀町の地勢

小値賀町は、小値賀本島を中心として、その周囲に散在する大小17の島からなっている。東経129度3分30秒、北緯33度11分30秒の交叉点为本町の中心になっており、五島列島の北部に位置し、北は、宇久島に7.5キロ、南は、5.5キロを隔てて上五島に相對し、東は海を隔てて九州本土に、西は遠く東シナ海に望んでいる。総面積は、25.4平方キロメートルあり、本島は中央部に海拔105メートルの番岳があり、西方、北東方、南東方海岸に丘陵があり、いずれも火山の噴出によって生じたもので珍しい火山群島である。

地形は、一般に平坦で海岸線の出入りが多く東方には自然の良港前方湾、南方には、本町の玄関笛吹港がある。

2 . 小値賀町の気象概要

本町の気象は、黒潮暖流が九州の南西海岸で枝別れして、一部は九州西海岸沿いに五島近海を経て日本海に入る対馬海流の影響を受けて「温暖多雨」な海洋性の気候である。

3. 小値賀町の災害の特性

本町の災害は、特に被害の拡大が予想されるのは、五島列島の西側を通過する台風で、平坦な本町では、人家や諸施設が沿岸の平地に集まっており、過去においても高潮や、暴風雨、津波などで甚大な被害をもたらしている。

また、人家が集中しており、万一火災等が発生した場合、大火になる恐れがある。

第 2 章 災害予防計画

第 1 節 予報又は警報時の伝達計画

災害予防責任者は、予警報及び災害情報の収集伝達が迅速かつ的確になされるよう、その機関内における体制を整備するものとする。

この場合において特に、休日、夜間における体制に留意し、関係機関相互に徹底を図るものとする。

1. 気象警報等の伝達

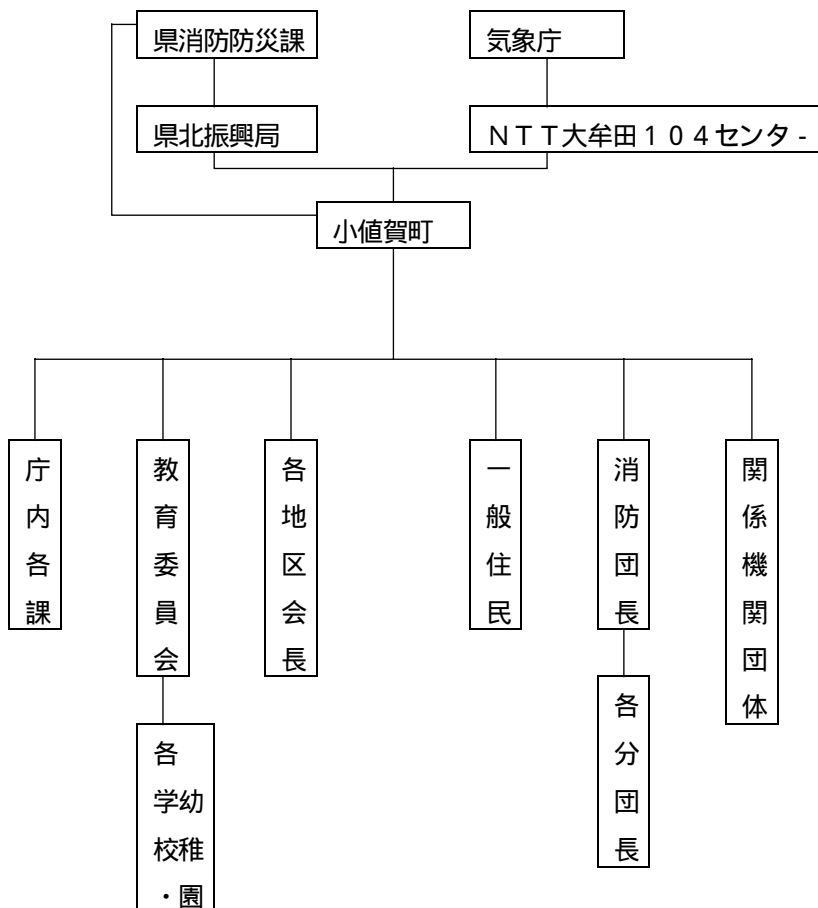
町は、気象予警報等を受領した時は、防災行政無線放送及びその他の方法により、速やかに住民及び関係機関に周知するものとする。

(1) 県消防防災課、県北振興局及びNTT大牟田104センターから通報される予警報等は、通常の執務中は、総務課長が、執務時間外は、当直日直者が受領するものとする。また、災害対策本部開設中は、総務課長があたるものとする。

(2) 予警報等を受領した時は、ただちに町長、助役、総務課長をはじめ各課長に連絡するものとする。

町長は、ただちに所在の災害予防責任者、その他の団体、学校、一般住民等に対して、警報発令に伴う必要な事項を周知徹底するものとする。

予 警 報 等 伝 達 系 統 図



2. 災害予防責任者及び住民への通信手段

小値賀町地域内の災害予防責任者、並びに小値賀町に関係のある災害予防責任者及び住民の通信手段は、防災行政無線、電話及びその他の方法により行うものとするが、通信施設が不通の場合は、自動車等により行われるようにしなければならない。

関係機関団体等への通信手段

関係機関団体名	電話番号	夜間及び休日連絡先
新上五島警察署	42-0110	同 左
上五島保健所	42-1121	同 左（警備員経由）
九州電力有川営業所	42-1131	同 左
N T T 佐世保支店	0956-23-0101	同 左 113
佐世保市西消防署小値賀出張所	43-3119	同 左
小値賀郵便局	56-2042	局長宅 56-2340
小値賀警察官駐在所	56-2110	同 左
前方警察官駐在所	56-2220	同 左
小値賀町漁業協同組合	56-3131	同 左
町立小値賀診療所	56-4111	同 左

3. 雨量、風速等の収集

観測名	観測地点	備考
雨量	小値賀町役場	
〃	小値賀空港管理事務所	
風速・風向	小値賀町役場	
〃	小値賀空港管理事務所	
気圧	小値賀町役場	
〃	小値賀空港管理事務所	

4. 異常現象発見時における措置

(1) 発見者の通報

災害が発生し、あるいは発生するおそれがある異常な現象を発見したものは、速やかにその旨を小値賀町役場、あるいは近くにいる小値賀町の職員、最寄りの警察官、消防署員、消防団員等に通報するものとする。

(2) 小値賀町役場への通報

異常現象発生 of 通報を受けた警察官、消防署員、消防団員等はただちに小値賀町役場へ通報しなければならない。

(3) 関係機関の通報

災害が発生し、または発生するおそれのある場合、災害予防責任者はそれぞれの属する機構を通じ、災害に関する情報の収集に努めるものとし、収集した情報は、速やかに町長に対して通報するものとする。

(4) 一般住民等に対する周知徹底

町長は、収集した情報について関係機関の業務に関連するものは、関係災害予防責任者に電話等の方法により、住民に関係あるものは、住民に対し防災無線放送及び広報車で通報伝達するものとする。

第2節 異常降雨に対する災害予防

水災の予防は、河川管理の強化及び水防体制の充実強化によって、その効果を期すべきものとするが、異常降雨時等に際しては当面の水災予防としての措置を講ずるものとする。

1．危険箇所の巡視

町は、異常降雨の場合、危険を事前に察知し被害の拡大を防ぐため、消防団及び地域住民の協力を得て、予想される危険箇所を巡視し、警戒するものとする。

2．水防資材、器材等の点検整備

災害予防責任者は、その管理する河川につき災害が発生し、または発生するおそれがある場合、水防資器材の確保に努めるものとし、保管場所の点検を行うものとする。

第3節 台風に対する災害予防

風災の予防は、防災設備等の整備によりその効果を期すべきものとするが、台風に対する当面の災害予防は、その経路等により予想し得る気象状況を早期に把握して、臨機対応の措置を講ずるものとする。

1．風台風の場合

強風による被害の防止に重点を置き、次の措置を講ずるものとする。

(1) 火災予防措置

大火に対する災害予防（本章第4節）に準ずるものとする。

(2) 小型船舶の事前避難措置

小型船舶の事前避難措置は、それぞれ当該船舶の所有者が実施するものとする。漁業協同組合は、組合員の申し合わせ等による自主避難体制を立て、所要の措置を構すべきものとする。

(3) 家屋、その他建築物の倒壊防止緊急措置

家屋、その他建築物の倒壊防止緊急措置は、それぞれ家屋及び建築物等の管理者が行うものとするが、町長は風害発生時にあたり、自らの確な緊急措置が実施できるよう、次の措置につき常時機会をとらえて周知に努めるものとする。
イ、外れやすい戸や窓、弱った壁などにすじかい、支柱等の補強工事を行うこと。

ロ、屋根の補強として棟木、母屋、はりをかすがいで止め、トタンは垂木に打ち付け、軒瓦は上部にも針金を渡して、上下で結束する。

ハ、建築物の周囲の倒れる恐れのある立ち木は、枝下ろしをする。

2．雨台風の場合

大雨、強風に伴う洪水による被害の防止に重点を置き、災害予防措置を講ずるものとする。措置については異常降雨に対する災害予防（本章第2節）に準ずるものとする。

第4節 大火に対する災害予防

火災の予防は、防火思想の普及徹底と消防体制の充実強化を図ることにより、その効果を期するものとする。

特に大火は、地域住民の協力により防止できることに鑑み、火災予防の周知徹底を図るものとする。

1．火災警報発令基準の設定

町長は、気象状況が火災の予防上危険であると認める場合、火災警報を発令するものとする。

(1) 火災警報発令基準

火災警報発令基準は、福江側侯所から火災気象通報を受領した時、町長が発令する。

(2) 警報発令計画

火災警報を発令した場合、住民に対する周知徹底は予報又は警報等の伝達計画(本章第1章)により行うものとする。解除した時もまた同様とする。

2．消防機関の警戒措置体制の確保

町長は、大火危険気象下において、消防機関の警戒措置体制の確保に努めるものとし、火災警報を発令した場合における消防機関の警戒体制は次のとおりとする。

(1) 警戒のための組織体制

(2) 小値賀町消防団の組織により体制を整えるものとする。

小 値 賀 町 消 防 団 の 管 轄 区 域

分団名称	管轄区域
1分団	笛吹本通り東 大島
2分団	笛吹本通り西 黒島
3分団	笛吹在
4分団	中村 松香丘
5分団	柳 納島
6分団	浜津 斑島
7分団	相津 木場 野崎
8分団	牛渡 前方後目 筒井浦 六島
9分団	唐見崎
10分団	大浦

(2) 警戒区域の分掌及び参集場所

警戒区域は各分団の管轄区域とし、参集場所はそれぞれの分団の消防詰所とする。本部は役場に待機し、適宜の要員をもって広報車等で町内を巡視するものとする。

(3) 警戒出動のための要員招集及び伝達方法

警戒出動のための要員出動及び伝達方法は、消防団に対する伝達及び動員計画(第3章第2節)によるものとする。

3 . 消防機械の点検と非常出動体制

消防団は、各分団ごとに体制の整備を図り、ただちに出動し活動できる消防ポンプ及び器具、消火栓、防火水槽等の水利の点検整備を行い、非常出動体制の確保に努めるものとする。

(1) 機械器具の点検

消防団各分団は、それぞれの管理する機械器具点検を毎月2回以上行い、常

時機械器具の最大能力をもって使用できるよう整備しておくものとする。

(2) 水利の点検

消防各分団は、管轄地域の消火栓、防火水槽、河川等の水利の点検を行い、障害物の除去等を行い、水利の確保に努めるものとする。

4 . 火災予防査察

火災警報を発令した場合はもちろん、通常の場合においても火災発生及び被害の拡大を防止するため、消防署は日時、場所を指定して消防団により火災予防査察を実施するものとする。

第 5 節 地震津波に対する災害予防

地震の予知は現段階では不可能であるが、震災予防対策としては地震が発生した場合、被害を軽減するとともにただちに応急措置が行える予防措置を講ずるものとする。

1 . 地震発生における心構えの周知

町は、地域住民が地震時に心得ておくべき注意事項を地震発生時はもちろん、常時機会をとらえて周知し、住民自らの確かな応急措置の実施と被害の拡大防止が図られるよう、その心得を次のとおり定め周知に努めるものとする。

(1) 隣保共助

地震発生時に勝手な行動をとらず、隣接者と協力すること。

(2) 平素の心得

平素の心得は、次の事項とする。

- イ 家の地盤、建物の状況を知っておくこと
- ロ 危険物の安全を確保すること
- ハ 安全スペースを確保しておくこと
- ニ 家具などの転倒防止等を図ること
- ホ 非常、消火用品の準備を行うこと
- ヘ 防災知識を身につけておくこと

(3) 地震時の処理

- イ すばやく火の始末をすること
- ロ 火が出たらすぐ消火をすること
- ハ 協力しあって応急救護をすること
- ニ あわてて外に飛び出さないこと
- ホ 海岸では津波に注意すること
- ヘ わが身の安全を図ること
- ト 避難は徒歩で荷物は最小限にすること

(4) 正しい情報と流言飛語

町が、実施する災害広報やラジオの情報に注意し、余震を恐れず、デマに迷わされないこと。

2. 避難の措置

町は、日頃から地震の被害を想定して安全な避難場所を定め、その場所の周知徹底に努めるものとする。

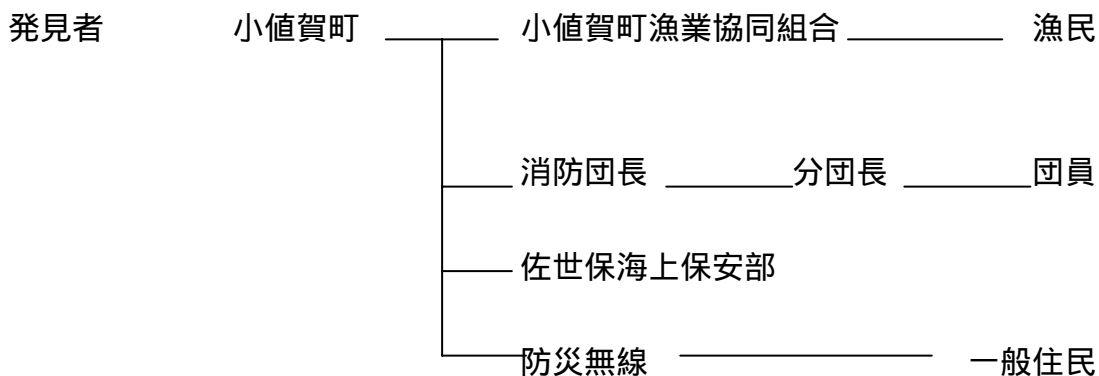
避難の指示、誘導については避難計画(第3章第6節)によるものとする。

第6節 油流出に対する災害予防

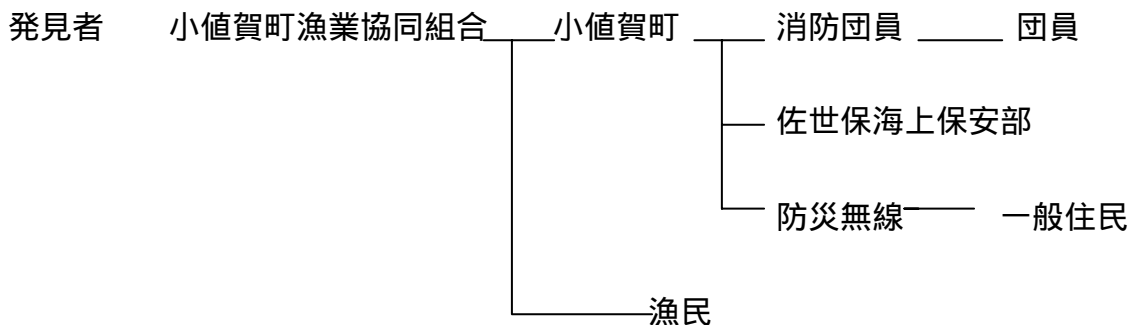
本町の周辺海域において、大量の油の海上流出事故が発生した場合、被害の拡大防止が図られるよう、ただちに応急措置が行える予防措置を講ずるものとする。

1. 事故発生 of 通報

(1) 一般住民が事故を発見した場合の通報



(2) 漁民が事故を発見した場合の通報



2. 資材、器材等点検整備

大量の油の海上流出事故が発生した場合を想定し、被害対策に災害予防責任者は

必要な資材、器材の把握と町内の商店等の在庫の状況を事前に調査を行うものとする。

3．被害防止の出動体制の周知

災害予防責任者は、事故発生の場合被害対策について、消防団の出動体制を整備し、団員への周知を行い、漁協、一般住民へ被害対策の協力を周知しておくものとする。

第7節 防災教育及び広報

防災に対する認識及び対策の効果を得るため、次の防災教育及び広報を実施するものとする。

1．職員に対する防災教育

災害予防責任者は、少なくとも年1回以上その職員に対し、防災教育を実施するとともに、小値賀町地域防災計画が的確有効に活用されるよう、次の事項につきその内容運用等の周知徹底を図るものとする。

(1) 災害予防計画等に関する事項

- イ 気象災害の一般的知識
- ロ 災害の種別ごとの特性
- ハ 災害関係法令等の研修
- ニ 災害予防計画に定められている事項などの研修

(2) 災害応急対策計画に関する事項

- イ 災害対策本部の組織、事務分掌及び任務分担の徹底
- ロ 被害の調査方法及び被害報告要領並びに連絡方法
- ハ その他応急措置の実施など、災害応急対策計画に定められている事項

2．住民に対する防災教育

町は、住民に対する防災思想の普及及び災害時の対策など、一般的な防災教育並びに小値賀町地域防災計画に定められている中で、特に一般住民に周知させ、注意を喚起する必要がある事項の周知をはかるものとする。

(1) 小値賀町地域防災計画の概要につき、次の事項の周知を図るものとする。

- イ 一般気象災害の一般知識及び福江測候所等から発令される予警報の種類と予警報の内容
- ロ 被害情報等の通報
- ハ 避難方法等の徹底

3. 広報の方法

町は、住民に対する防災知識の普及徹底について、次の事項により行うものとする。

- (1) 広報紙、パンフレット、ビデオ、スライド等による定期的な周知、広報車による巡回、講演会、展示会などその他有効な方法で認識を深めるよう努めるものとする。
- (2) 火災予防運動、消防の日、防ぎょ訓練等一連の防災関係行事を通じ、住民の参加又は視察、見学などの機会を講ずるものとする。
- (3) 学校教育、社会教育、その他災害予防責任者と協力して、常に啓発に努めるものとする。

第8節 防災訓練の実施

1. 訓練の実施

災害予防責任者は、小値賀町地域防災計画が災害時に十分活用され、的確に遂行できるように単独、又は共同して防災訓練を実施するものとする。

2. 机上訓練の実施

災害予防責任者は、机上訓練として災害応急対策について、少なくとも年1回以上は机上で行うものとし、その訓練実施項目は概ね次のとおりとする。

- (1) 災害応急対策に従事し、又は協力する者などの動員及び配置
- (2) 復旧資材、救助資材の緊急輸送
- (3) 緊急避難及びこれに伴う措置
- (4) 交通確保及びこれに伴う措置
- (5) その他災害予防責任者が必要と認める事項

3. 実地訓練の実施

災害予防責任者は、訓練の成果を最も効果的にするため実地訓練を行うものとし、その訓練の実施項目は概ね次のとおりとする。

(1) 水防訓練

水防工法、水位雨量観測、消防団員の動員、一般住民の動員、水防資材、器材の輸送、広報、通報、伝達などを折り込んだ訓練を実施するものとする。

(2) 避難訓練

学校、事業所、その他不特定多数の集合する施設の避難訓練は、水防訓練、消火訓練など合わせて実施するものとするが、避難の指示、伝達方法、避難の誘導、避難所の防疫、給水、給食などを折り込んだ訓練を実施するものとする。

4．総合防災訓練の実施

単一訓練の実施はもちろん大切であるが、今後はあらゆる災害を想定して災害予防責任者が合同して総合訓練を実施するものとするが、実施にあたっては小値賀町防災会議がこれに関与するものとする。

5．関係機関の協力

単一訓練には、その訓練と関連性のある災害予防機関が必要ある場合、相互に協力して実施するものとし、総合防災訓練に際してはすべての関係機関が参加するものとし、小値賀町防災会議が関係機関と連絡調整の上、主催して行うものとする。

第9節 自主防災組織の活動、育成

地域住民が自分達の町は自分達で守ろうという隣保協同の精神と連帯感に基づき、自主防災活動を積極的に推進するため、町及びその他の防災機関が地域住民による自主防災組織の結成を促進し、その育成強化を図るものとする。

1．組織づくり

- (1) 各地区を単位として自主防災組織を結成する。
- (2) なんらかの防災活動を行っている組織の活動の育成強化を図って、自主防災組織として育成する。

2．活動計画

- (1) 平常時の活動
 - イ 防災知識の普及に関すること
 - ロ 水防等に関する災害予防に関すること
 - ハ 防災訓練に関すること
- (2) 災害時の活動
 - イ 災害情報の収集及び伝達に関すること
 - ロ 責任者等による避難誘導に関すること
 - ハ 火災発生時の初期消火に関すること
 - ニ 救助、援護、給食に関すること

第10節 災害危険区域の設定

高潮、津波、がけ崩れ、火災、その他の異常な現象により災害の発生する恐れのある地域について、災害の発生を未然に防止し、又は被害の拡大を防止するための必要な対策並びに事前措置を迅速的確に実施するために、あらかじめ調査を実施し、その

実態を把握するものとする。

第3章 災害応急対策

第1節 小値賀町災害警戒本部

1. 目的

災害発生のおそれがある各種の気象警報の発表等各種災害が予想される時は「小値賀町災害警戒本部」（以下「災害警戒本部」という。）を設置し、当該災害に関連する種々の情報の収集及び伝達等を行うとともに、各関係機関及び民間の協力を得て災害の早期把握に努め、もって被害の未然防止及び軽減に資することを目的とする。

2. 災害警戒本部の構成

災害警戒本部の構成は、次のとおりとする。

- ・ 本部長 総務課長
- ・ 副本部長 防災関係の各課長
- ・ 本部員 防災関係各課の課員で、所属長が指名する者をあてる

3. 警戒本部の設置及び解散

(1) 設置

本部長は、気象予警報等で災害の発生が予想される時は町長に報告し、その指示により警戒本部を設置する。又必要に応じ対策本部に切り替えるものとする。

(2) 解散

本部長は、予想された災害の危険が解消したと認める時は、町長に報告し、その指示により警戒本部を解散する。

(3) 設置及び解散の通知

本部長は、災害警戒本部を設置、又は解散した時は県災害警戒県北地方本部等の関係機関に対して通知するものとする。

4. 災害警戒本部の任務

災害警戒本部は、本部長の指示に基づき、災害に関する各種情報の収集、関係機関への伝達を行うとともに、被害情報等の把握に努め災害応急対策及びその準備を行うものとする。

第2節 小値賀町災害対策本部

1．災害対策本部の設置

町長は、小値賀地域内において災害が発生し、または発生する恐れが生じ、その被害が広域かつ激甚のため、またはそれが予想される場合、災害対策本部を設置するものとする。

2．災害対策本部の解散

町長は、予想された災害の危険が解消したと認められる時、又は災害発生後における応急措置が完了したと認められる時は、災害対策本部を解散するものとする。

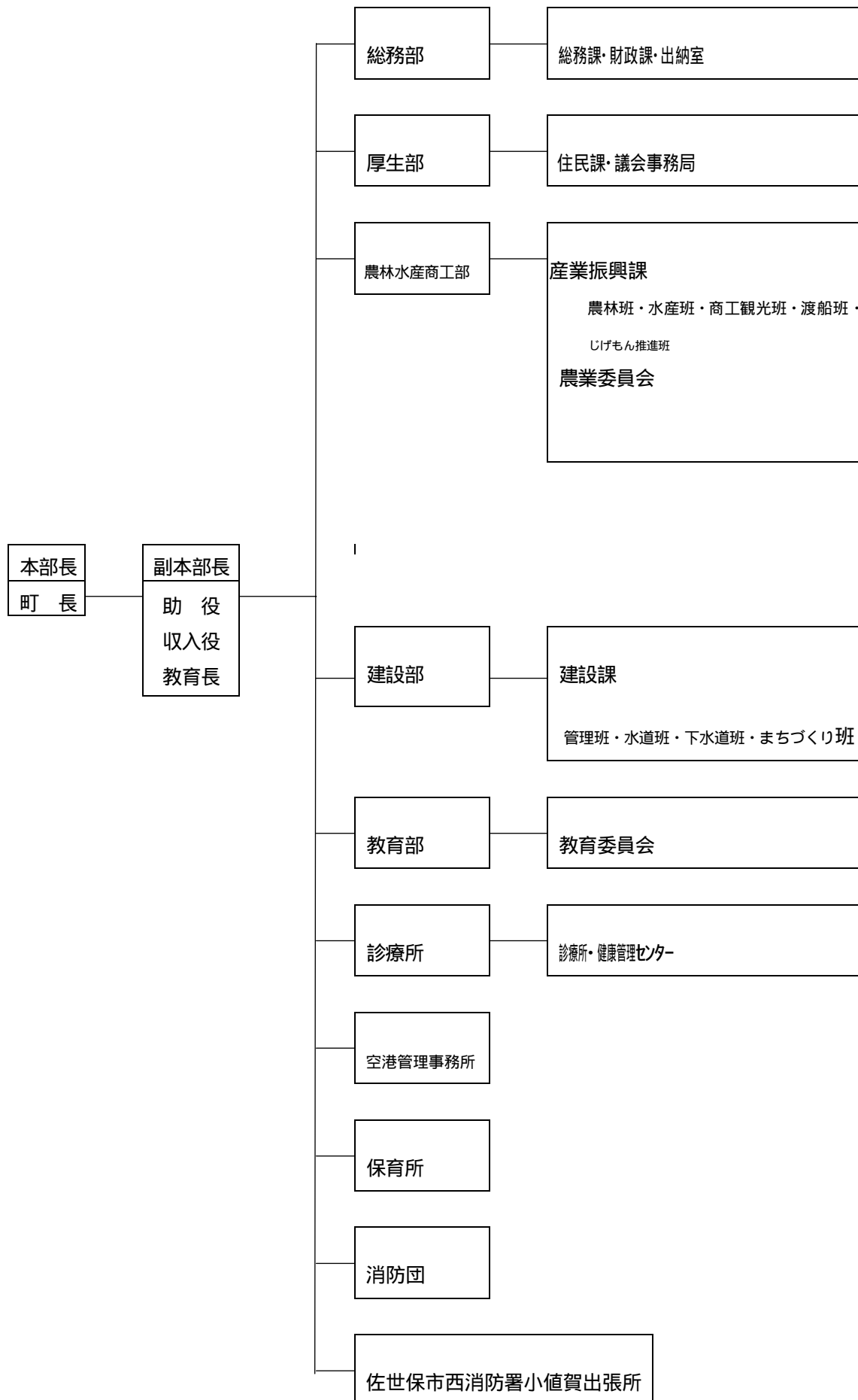
3．災害対策本部の設置及び解散の通知

町長は、災害対策本部を設置、又は解散した時は県災害対策県北地方本部等の関係機関に対し通知するものとする。

4．本部の組織

本部の機構は、小値賀町の行政組織を主体に各機能別に部を設けるものとする。

小 値 賀 町 災 害 対 策 本 部 組 織



5. 各部の任務分担

各課長は、本部長の命令を受けて部内の事務、又は業務を掌握し所属の職員を指揮監督する。

また、各部は実際に事務を遂行するにあたっての具体的な処理方法を部内で協議し、各人ごとの責任分担を定めておくものとする。

小値賀町災害対策本部事務分掌表

部 名	分掌事務
総務部	1. 本部長の命令伝達に関する事 2. 本部長会議、災害対策本部に関する事 3. 災害の記録、報告等に関する事 4. その他災害に関する連絡、調整
厚生部	1. 人的災害の防止に関する事 2. 避難所の設営に関する事 3. 危険箇所の避難措置に関する事 4. 負傷者の救護、被災者対策に関する事
農林部	1. 農地、農作物、山林の災害防止に関する事 2. 復旧救済措置に関する事 3. 土地改良施設の災害防止に関する事
水産商工部	1. 船舶、漁港、水産商工施設の災害防止に関する事 2. 復旧救済措置に関する事 3. 高潮対策に関する事
建設部	1. 住宅、道路、橋梁、河川、施設の災害防止に関する事 2. 復旧救済措置に関する事 3. 水道及び下水道施設の災害防止に関する事 4. 給水対策に関する事

教育部	<ul style="list-style-type: none"> 1 . 教育施設の災害防止に関すること 2 . 学童及び授業の措置に関すること 3 . 教科書の斡旋調達に関すること
診療所	<ul style="list-style-type: none"> 1 . 診療所及び健康管理センターその他附属施設の災害防止に関すること 2 . 負傷者等の治療に関すること
空港管理事務所	<ul style="list-style-type: none"> 1 . 空港内の各施設設備の災害防止に関すること
保育所	<ul style="list-style-type: none"> 1 . 保育所内の各施設設備の災害防止に関すること

6 . 本部の配備体制

災害に対処する体制を効果的に整備するため、予想される災害の規模、あるいは災害の発生した場合の規模及び程度によって、配備計画を立てておくものとする。

配 備 体 制 表

配備の種類	配備時期	配備内容
第 1 配備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 風雨、大雨、強風、台風等の警報が発令され、災害の発生が予想される時 ・ その他特に町長が必要と認めた時 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特に関係ある課の少数人員で情報収集及び連絡活動が円滑に行い得る体制をとる ・ 第 2 配備に移行し得る体制をとる
第 2 配備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 暴風雨、大雨、台風等の警報が発令され、災害が起こる恐れがある場合 ・ その他特に町長が必要と認めた時 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害応急対策に関係する各課の所要人員で情報収集、連絡活動及び応急措置を実施、状況により第 3 配備にただちに切り替える体制をとる
第 3 配備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害が発生し、又は発生する恐れが生じ、その被害が甚大と予想される時 ・ その他特に町長が必要と認めた時 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害対策本部に関係ある職員は、全員待機して防災事務に従事する。

7. 本部組織の整備と職員の服務規律

災害対策本部の組織機構に基づき、常に災害時に対処し得る体制の整備強化を図り、関係職員の服務基準を定めるものとする。

(1) 組織の整備

災害対策本部長は、各部に所属する者の職氏名と任務分担を明確にしておかなければならない。

また、各課長は組織及び人員を明確にして、災害時における任務分担を定めて、災害対策本部長に提出しなければならない。

消防団は、各分団ごとに組織及び人員を明確にして、災害時における配置分担、集合場所等を定めておかなければならない。

(2) 職員の服務規律

災害時における職員の防災心得を次のとおり定めるものとする。

災害時における職員の服務心得

・災害時における小値賀町職員の自覚

災害時においては、小値賀町職員としての自覚を持ち、災害に対処し、小値賀町地域住民の信頼を得るよう努力しなければならない。

・災害時の動員及び参集の義務

災害時に動員命令を受けた職員は、指定された時間・場所に必ず参集しなければならない。

・災害時の服務の厳正

災害時における服務について、軽挙、妄動することなく厳正に職務を遂行しなければならない。

・災害時の責任分担の的確な履行

災害時において、各職員は与えられた職務に責任を持ち、的確な判断のもとに法令、その他定められた基準に従い、自己の分担業務を正確に履行しなければならない。

・各関係機関と常に連絡協調

災害時において、関係機関と常に連絡協調し、いやしくも災害対策に行き違いをきたすようなことがあってはならない。

・罹災者に対する応接態度

罹災者に対しては、親切、丁寧に接し、不安を抱かせるような態度を取ってはならない。

8. 公共的団体等の防災組織

小値賀町地域内の公共的団体、並びに防災上重要な施設の管理者は、それぞれの業務にかかる独自の防災組織体制を整備するものとする。

第3節 動員計画

災害の発生が予想される場合、あるいは災害が発生した時、町は災害応急措置を迅速かつ的確に実施するため、災害対策本部の組織体制が確定できるように、本部職員、消防団員等の動員を図るため、伝達系統、伝達方法等を定めるものとする。

1. 動員の配備、伝達系統及び方法

町長は、災害対策本部を設置する場合、各課長に対し庁内電話、又は庁内放送等により第1配備、あるいは第2配備、さらに緊急事態に備えて、本部全職員を待機させる第3配備体制を指令するものとする。

各課長は、ただちに所属職員に連絡し指揮監督を行い、災害情報の収集、伝達、その他応急措置を実施する体制を整備、確立するものとする。

(1) 平常執務時の伝達系統及び方法

平常執務時の伝達は、庁内電話、又は庁内放送により行うものとする。

(2) 休日、又は退庁後の伝達方法について、各課長は所属職員の住所及び連絡方法を把握しておき、ただちに動員できるよう措置を講ずるものとする。

警備員による非常伝達は、警備員が次の情報を察した時、町長、助役及び総務課長に連絡して指示を仰ぎ、必要に応じて関係各課長に連絡するものとする。

イ 災害発生のおそれのある気象情報等が関係機関から通報され、又は自ら察知し、緊急に応急措置を実施する必要があると認めるとき。

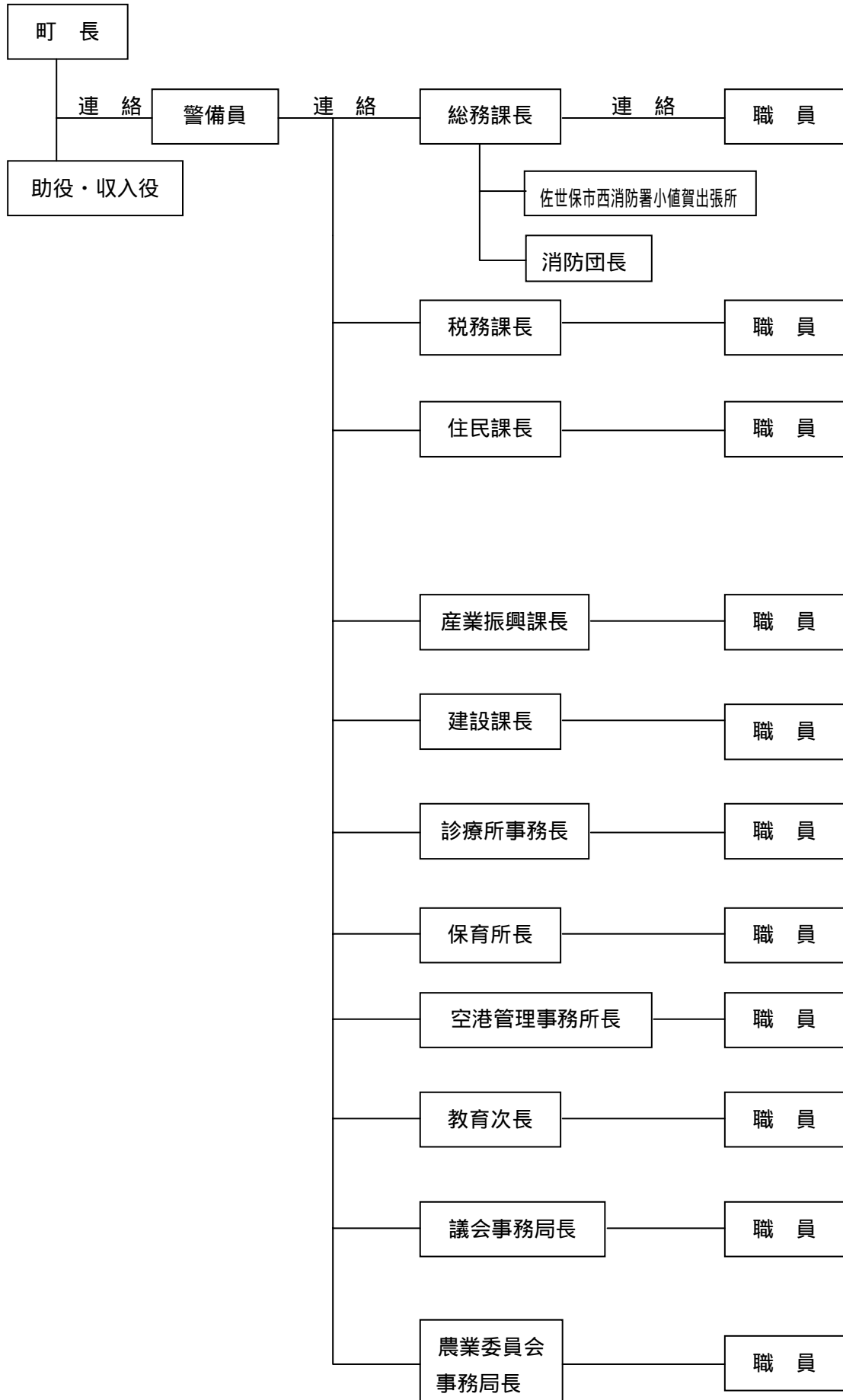
ロ 災害が発生し、緊急に応急措置を実施する必要があると認めるとき。

ハ 災害発生のおそれのある異常現象の通報があったとき。

(3) 職員の非常登庁

災害対策に関係のある職員は、勤務時間以外、又は休日において登庁の指示を受けたとき、又は災害の発生あるいは災害発生のおそれのある情報を察知した時は、所属の長と連絡の上、又自らの判断により登庁するものとする。

警備員による伝達系統図



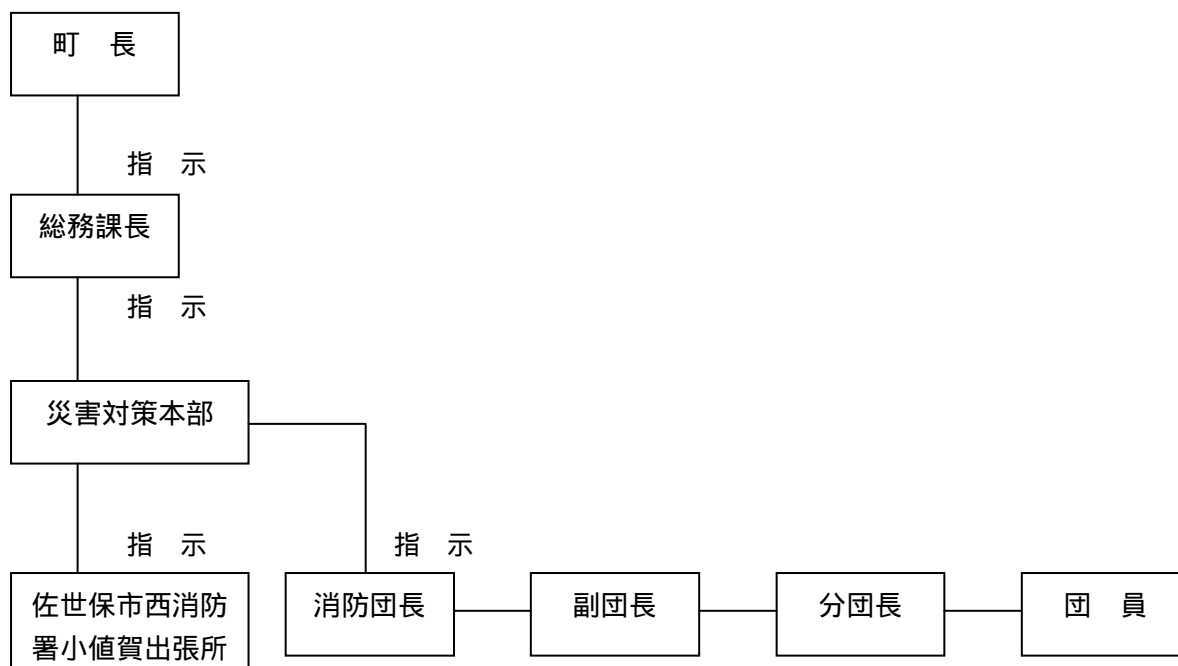
2. 消防団に対する伝達及び出動

町長は、災害対策本部を設置した場合、その配備体制についての消防署及び消防団への伝達は、伝達システムにしたがうものとする。

消防団長は、町長から本部設置に伴う配備体制の連絡を受けた時は、ただちに出勤できる体制を確立するよう配下の副団長、分団長に対し、電話、口頭、その他最も迅速な方法をもって指示するものとする。

出動命令を受けた各分団は、災害現場に出動し活動するものとする。

消防団への伝達系統図



3. 各部の相互協力体制

災害対策本部が設置された場合、本部長は災害応急対策が総合的に迅速かつ的確に実施されるため、災害時の状況及び応急措置の推移により、部ごとに多閑の不均衡が生じた場合、必要に応じて各部の所属する職員を他の部に応援させるものとする。

4. 他機関に対する応援要請

災害対策本部が設置された場合、本部長は長崎県及び小値賀町地域を管轄する災害予防責任者、その他の機関に応援協力を要請する必要性が生じた時、ただちに本部会議を招集し、協力要請を協議のうえ決定するものとし、そのいとまがない場合は直接本部長が決定し、ただちに協力要請を行うものとする。

第4節 災害情報等の収集、報告及び広報計画

町は、災害情報の収集、報告及び広報が迅速的確に行われるよう、災害情報連絡員、被害調査担当責任者等を定め、災害情報等の一元化を図るものとする。

1. 災害情報の収集

- (1) 町長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、災害情報の収集にはそれぞれの地区の会長を情報連絡協力員とし、情報の早期把握に努めるものとする。
- (2) 消防団の情報連絡員を班長以上の幹部とし、その担当地区はそれぞれの分団の管轄区域とする。

2. 災害情報の報告

- (1) 町長は、地域内に災害が発生した場合、これに対する災害状況、応急措置等を県知事に報告するものとし、また特に関係のある災害予防責任者に対しても連絡するものとする。
- (2) 町長は、次に掲げる災害が発生した場合は、その状況について県知事に速報を行うものとする。
 - イ 大規模の被害に進展するおそれのある場合
 - ロ 長崎県知事に応援を求め、または応急措置の必要がある場合
 - ハ 人の死傷を伴う場合
 - ニ 公共施設、その他重要な施設が被害を受けている場合
 - ホ その他異例と思われる場合
- (3) 県に対する報告
町長は、災害が発生した場合の県に対する報告は、長崎県地域防災計画「災害情報収集及び被害調査報告取扱計画」により行うものとする。

3. 被害の調査及び報告

- (1) 被害調査分担
町長は、災害が発生した場合の被害状況の調査にあたっては担当者を定め、関係機関、団体等の協力を得て正確迅速に調査を実施するものとする。
- (2) 調査準備及び要領
被害調査にあたっての具体的要領は、前記の「災害情報収集及び被害調査報告取扱計画」により行うものとするが、調査実施にあたっては調査担当者に報告用紙等を配布し、調査及び連絡方法についても各課は事前に協議し、統一ある調査を行うものとする。
 - イ 人、住家等の被害
人、住家、その他建築物及び社会福祉、医療関係の被害は、住民課、建設課、税務課の各課が協力し、それぞれの地区の会長、消防団員等の協力を得て調査を実施する。
 - ロ 農林被害

農林関係の被害は、農林課が、農協等の協力を得て、調査を実施するものとする。

八 水産商工関係被害

水産商工関係の被害は、水産商工課が漁協・商工会等の協力を得て、調査を実施するものとする。

二 土木被害

土木関係の被害は、建設課が調査を実施するものとする。

ホ 教育関係被害

教育関係の被害は、教育委員会など施設の管理者の協力を得て、調査を実施するものとする。

へ その他の被害

町有財産の被害、電気、通信、その他の被害については、総務課がそれぞれの施設の管理者の協力を得て、調査を実施するものとする。

(3) 被害状況写真の撮影

被害状況の写真は、被害状況確認の資料として、また記録保存のためにも極めて重要である。各課が適宜被害を選び、被害の程度、破壊状況が判るように、また災害写真として十分役立つようなものを撮影するよう努めるものとし、被害写真は、撮影年月日、時刻、箇所名、被害名などを記入するものとする。

(4) 調査の取りまとめ及び報告

各課は、調査結果を指定する時間までに総務課に報告するものとする。被害を取りまとめた総務課は、町長に報告し、また県知事に対しても県北振興局を通して報告するものとする。

4. 災害広報

町長は、災害時において地域住民及び報道関係者等に対し、被害状況、その他災害情報を迅速かつ的確に周知せしめるよう努めるものとする。

(1) 報道機関に対する発表の方法

町長は、次に掲げる事項等の広報資料を取りまとめ、報道機関に発表するものとする。

イ 災害の種別及び発生場所、日時

ロ 被害状況

ハ 応急対策の状況

ニ 住民に対する避難勧告、指示の状況

ホ 住民及び被害に対する協力及び注意事項

(2) 庁内連絡

町長は、災害情報及び被害状況の推移を一般職員に周知するものとする。

また、各課に対して措置すべき事項及び伝達事項を口頭、庁内放送、文書等により連絡するものとする。

(3) 各関係機関等に対する連絡

町長は、特に必要がある場合、地区会長、各種団体、重要な施設の管理者に

対し、必要に応じて災害情報を提供するものとする。

(4) 一般住民に対する広報

町長は、一般住民に対し災害情報及び応急措置の状況を具体的に判りやすく防災無線、または広報車等により広報を行うものとする。

第5節 災害救助措置

1. 災害救助法等の適用

小値賀町地域内の災害状況により、ただちに災害救助法による救助を必要とするものと判断される時は、町長はただちに県知事に対し災害の状況を具して要請するものとする。

2. 災害救助の実施

(1) 災害救助法が適用された場合

災害救助法が適用された場合には、その実施について町長はあらかじめ委任を受けた救助項目、並びにその他知事より委任された救助項目について、ただちにその実施を図るものとする。

救助の種類

イ 避難所の設置

ロ 炊き出し、その他による食品の給与及び飲料水の供給

ハ 衣類、寝具、その他生活必需品の給与または貸与

ニ 医療及び助産

ホ 災害にかかった者の救出

ヘ 災害にかかった住宅の応急修理

ト 生業に必要な資金、器具、又は飼料の給与、又は貸与

チ 学用品の給与

リ 埋葬

ヌ その他、災害救助法に定める必要な事項

(2) 災害救助法等が適用されない場合

災害救助法等の適用がない場合には、町は災害救助法に準じて救助を実施するものとする。

3. 災害救助法適用基準

- ・住家が滅失した世帯の数(適用基準の場合) 30戸以上
- ・住家が滅失した世帯の数(適用基準の場合) 15戸以上

第6節 避難計画

町は、住民の生命、身体を災害から保護するため避難の勧告、指示、避難経路、避難先などの計画を次のとおり定めるものとする。

1. 実施責任者

(1) 町長

災害の危険がある場合、必要と認める地域の居住者、滞在者、その他の者に対し、避難のための立ち退きを勧告、又は指示するとともに合わせて立ち退き先を指示するものとする。

(2) 警察官・消防署員

町長が指示するいとまがない時、又は町長から要求があった時、避難のための立ち退きを指示する。

2. 避難の勧告、指示の区分の基準

避難の勧告、指示は災害の推移によって、次の三段階に区分して行うものとする。

(1) 事前避難

警報の発令、又は災害が発生し始めた場合、事前に安全な場所へ避難させるものとする

イ 大雨、暴風、津波、高潮の警報等が発令され、避難の準備あるいは事前に避難を要すると判断された時。

ロ その他諸般の状況から避難準備、又は事前に避難させておく必要があると認められるとき

(2) 緊急避難

地震、火災、高潮、津波等による被害の危険が目前に切迫し、事前避難のいとまがない時は、安全な場所に避難させるものとする。

(3) 事前避難として利用した避難場所に危険が生じ、他の安全な場所に緊急避難させ、又は救出者を安全な場所に避難させる場合は、輸送用の車両等を用意するなど、あらゆる手段を講じて収容避難をさせるものとする。

3. 避難勧告、指示の伝達方法

避難勧告、指示の伝達方法、又は県知事に対する報告等は、次のとおりとする。

(1) 県に対する報告

町長は、避難の事前準備及び勧告指示を行った時、その理由、避難の対象区域、日時、避難先を明らかにし、記録するとともに直ちに県知事に対しその旨を報告するものとする。

(2) 関係機関への連絡

町長は、避難の勧告、又は指示を行った時、必要に応じて関係機関等に対して連絡するものとする。

イ 関係機関への通報

必要に応じ、県の出先機関、警察署、又は駐在所、消防署等に連絡し協力を得るようにし、また地域内の避難場所として利用する学校、その他の施設の管理者に対し至急連絡し協力を求めるものとする。

□ 隣接町への連絡

地域住民の避難のため、隣接町の施設を利用する場合、また避難の誘導経路によって協力を求めなければならない場合は、隣接町に対し必要事項を連絡し、協力を求めるものとする。

(3) 伝達の方法

避難の事前準備の勧告、又は避難を指示した実施責任者は、直ちに次の方法により伝達広報を行うものとする。また、警察署、消防団、その他関係機関等に協力要請の連絡を取り、地域住民に周知徹底を図るものとする。

イ 防災無線・サイレン等による通報

□ 広報車による伝達

小値賀町役場、消防団、消防署、警察署などの広報車を利用し、関係機関を巡回し伝達する

(4) 指示伝達事項

避難の勧告、指示の内容として関係住民に伝達する事項、又は避難上の注意事項をあらかじめ定めておき、要を得た事項をわかりやすく行うものとする。

イ 指示の内容

避難先、その場所名、避難経路、避難指示の理由等をわかりやすく指示するものとする。

□ 注意事項

避難後の戸締まり、家屋の補強、家財道具の処理、携行品、服装について指示する。

4. 各地区ごとの避難場所及び避難経路

各地区ごとに避難先、避難経路、誘導責任者を定めておき、避難勧告、又は指示が発せられた場所に関係住民が混乱せず、迅速かつ整然と避難できるように定めるものとする。

(1) 避難場所の選定

各地区及び避難場所は、別表(避難場所一覧表)のとおりとする。

(2) 避難誘導及び避難経路

イ 避難誘導者

避難の誘導は、警察官、消防署員、消防団員が行うものとし、各地区ごとの責任者は地区会長とする。

□ 避難経路の表示

避難場所及びその位置を避難民に徹底させるため広報活動を行い、要所ごとに標示あるいは標札をたてるものとする。

八 避難の誘導

避難誘導者は誘導する場合、混乱を避けるため、その地域の実情に応じ避難経路を二ヶ所以上選定しておくものとし、安全度及び道路の状況を適宜判断し

て安全な経路を誘導するものとする。

(3) 避難の順位及び移送の方法

避難する場合は、老人、幼児、傷病者及び婦女子を優先的に避難させるものとし、自力で避難できない場合、又は避難途中危険がある場合、あるいは病人、子供の避難については車両、船舶等を利用して行うものとする。

5. 避難所の仮設

町長は、避難所が使用不能となった場合、又は避難所に収容しきれなくなった場合には、野外にバラックを仮設し、又はテントを設営するなどの措置をとるものとする。

6. 避難場所の実態把握

(1) 連絡員の駐在

町長は、避難場所を開設し避難民を収容した時は、ただちに各避難所ごとに所属職員を派遣し駐在させ、避難住民の管理にあたるものとする。

また、関係地区の会長を世話役とするものとする。

(2) 避難住民の把握及び本部との連絡

地区会長は、避難住民の実態把握と保護にあたり、住民と協力して避難場所を管理し、常に本部と情報連絡を行うものとする。

7. 避難所開設の報告及び記録

(1) 県知事への報告

町長は、避難所を開設した時、次の事項を県知事に報告するものとする。

- イ 避難所開設の日時
- ロ 収容状況及び収容人員
- ハ 開設期間の見込み
- ニ その他参考事項

(2) 記録

各避難所の会長は、避難所及び避難住民に関する記録をとるものとする。

8. 学校などにおける避難対策

児童、生徒の避難措置については、集団行動をとるため秩序が乱れて混乱をきたし、危険の恐れが十分考えられるので、管理者は常に避難対策について検討し、安全な方法を配慮しておくものとする。

また、町教育委員会と連絡を密にし、慎重にして安全な避難を行うよう定めておき、機会を得て避難訓練を実施するものとする。

- イ 避難実施責任者
- ロ 避難の順位
- ハ 避難誘導責任者及び補助者
- ニ 避難誘導の要領、措置

第7節 洪水防ぎょ計画

町は、洪水による水害を警戒し、これによる被害を軽減するために必要な事項を定めるものとする。

1. 雨量、水位の把握

町長は、気象状況によって相当の降雨量、あるいは地震等による津波、高潮により、河川あるいは海水の水位等の報告を求め、状況を把握するように努めるものとする。

2. 水防用資材の位置及び輸送、調達、補充

- (1) 水防用資材の倉庫は、小値賀町役場倉庫とする。
- (2) 水防用資器材の輸送については、町有自動車、消防自動車、その他あらかじめ民間の貨物自動車を借り上げ輸送するものとする。
- (3) 水防用資器材の調達、補充は各地区に依頼し、一般住民の保有資材の供出を求めるものとする。

3. 公用負担

- (1) 水防のため緊急の必要がある時、消防団長は水防の現場において次の事項につき、公用負担の権限を行使できるものとする。
 - イ 必要な土地の一時使用
 - ロ 土地、立石、立木、その他の資材の使用及び収用
 - ハ 運搬具、又は器具の使用
 - ニ 工作物、その他障害物
- (2) 公用負担の権限を行使した時は、当該物件につき、町はその損失を補償するものとする。

第8節 防疫計画

小値賀町地域内の被災地に発生する伝染病の予防を図るため防疫計画を定めるものとし、町のみで実施することが困難な場合には、県に要請し、その指導、指示を受け、関係機関及び各地区会長と密接な連絡を取り、応援、協力のもとに実施するものとする。

1. 防疫班及び検病班の編成

町は、被災地の防疫活動を迅速かつ的確に実施するため、防疫班、検病班を編成するものとする。

防 疫 班、検 病 班 編 成 表

班の種別	班長	班 員
防疫班	住民課長	各地区会長・住民課職員
検病班		町立診療所医師・看護師・保健師

2 . 防疫の種別及び方法

(1) 検病調査及び健康診断

検病調査及び健康診断は、県知事が行うが、町長は避難場所等、県の診療班と協力して、検病、検水を行うものとする。

(2) 臨時予防接種

災害時の伝染病発生を予防するために臨時予防接種は、県知事が実施するが、県が実施困難な場合は、町長は、種類、対象、期間を定めて県知事の指示により実施するものとする。

イ 浸水家屋、下水、その他不潔な場所の消毒

ロ 避難場所の便所の消毒

ハ 飲料水の検査消毒

ニ 病虫害の発生場所、又は発生するおそれのある場合、地域、期間を定めて実施する。

ホ その他特に必要と認める場合

(3) 各被災世帯における家屋等の消毒

町長は、浸水地域に対して被災直後に各戸にクレゾール、エタノール、クロール石灰等の消毒剤を配給して、床壁の拭浄、手洗設備の設置、便所、その他不潔な場所の消毒及び野菜等の消毒について、防疫上の指導を行うものとする。

3 . 患者等発生に対する措置

(1) 隔離収容

町長は、地域内の災害地に伝染病が発生、又は保菌者が発見された時は、速やかに隔離収容の措置をとるものとする。

(2) 自宅隔離

町長は、隔離施設へ収容措置を取ることができない保菌者に対しては、自宅隔離を行い保菌者並びにその家族の外出を禁止し、し尿、その他の衛生的処理等について厳重に指導し、治療を取るものとする。

4 . 避難所の防疫措置

町長は、避難所を開設した時は県知事の指導のもとに、避難場所における防疫の徹

底を図るものとし、各地区会長の協力を得て、次の事項につき防疫の万全を期するものとする。

- (1) 避難者の検病調査
- (2) 避難場所及び被災地の衛生消毒剤の散布と避難住民の手洗いの励行、衣服の清潔の保持についての指導をするものとする。
- (3) 給食従事者の検便と健康診断
- (4) 防疫用薬剤散布器材、器具等の確保を図り、町内の実態を把握しておくものとする。

第9節 交通施設災害応急対策計画

災害時に交通施設を確保することは、特に重大であり道路橋梁の被害状況及び危険箇所をただちに把握し、これに応急措置を行い、また代替道路を確保するなどの計画を定めるものとする。

1. 道路、橋梁の危険箇所の把握

(1) 町の管理に属する道路の措置

町長は、町の管理に属する道路の破損、決壊、橋梁の流失、その他交通に支障を及ぼすおそれのある箇所を早急に把握し、災害時に迅速かつ的確な措置がとれるよう努めるものとする。

(2) 危険箇所の報告

町長は、町内の自動車の運転者、一般住民に対して道路の決壊、崩土、橋梁流失等の災害が発生した時、ただちに小値賀町役場へ報告するよう常に指導啓蒙に努めるものとする。

2. 応急措置

(1) 応急措置と代替交通路の確保

町長は、町道に災害が発生した時は、ただちに応急措置を行うよう努めるとともに、迂回路の有無を十分調査し、迂回路がある場合は、代替道路として利用し、交通の確保を図るものとする。

(2) 応援要請

町長は、災害の状況により応援措置が不可能な場合、あるいは大規模な対策を必要とする時は県知事に自衛隊の災害派遣を要請して、応急復旧を図るものとする。

第10節 文教対策計画

教育施設の被災により通常の教育を行えない場合には、文教施設の応急復旧を行うとともに、応急教育を実施するための計画を定めるものとする。

1．応急教育計画

幼稚園、小、中学校の応急教育並びに町立文教施設の応急復旧対策は、町長並びに教育委員会が行うものとする。

2．休園、休校措置

(1) 授業開始後の措置

災害が発生し、又は発生が予想される気象条件となった時は、幼稚園長、学校長は教育委員会と協議し必要に応じて休園、休校措置をとるものとする。

(2) 登園、登校前の措置

幼稚園長、学校長は休園、休校措置を登園、登校前に決定した時は、ただちにその旨を確実な方法で各園児、児童、生徒に徹底させるものとする。

3．幼稚園、学校施設の確保

授業実施のため、園舎、校舎等の施設の確保は、災害規模、被害の程度によって、おおむね次の方法によるものとする。

(1) 園舎、校舎の一部が利用できない場合は、遊戯室、特別教室、体育館等を利用し、なお不足する場合は二部授業等の方法をとるものとする。

(2) 被災した幼稚園、学校が全部、又は大部分が使用不能の場合は公民館等を利用するほか、隣接学校の余剰教室等を借用するものとする。

(3) 特定の地区が全体的に被災を受けた場合は、罹災を免れた公共的施設を利用するものとする。利用すべき施設がない場合は、応急仮設園舎、校舎を建設するものとする。

4．応急教育の予定場所

幼稚園、各学校ごとの応急教育を行う予定場所を幼稚園、学校長は選定しておくものとする。

5．教育職員の確保

教育委員会は、教育職員の被災状況を把握するとともに、長崎県教育委員会と緊急連絡をとり、教育職員の確保に努めるものとする。

6．罹災教育職員、園児、児童生徒の健康管理

教育委員会は、災害の状況により被災者の幼稚園、学校の教職員、園児、児童、生徒に対し、伝染病予防接種や健康診断を保健所に依頼し実施するものとする。

1．農作物関係

町は、災害による農作物の被害の拡大を防止するための応急対策として、次の措置を講ずるものとする。

(1) 水稲改植用苗の確保

水害等により、水稲の改植を必要とする場合が生じた時は、町長は被災地域の要請に基づき、農協等の育苗施設所有者による育苗依頼を行うと同時に、県や隣接町に対し、改植用苗の斡旋を依頼し、水稲の再生産対策を行うものとする。

(2) 病虫害防除対策

水害等により、病虫害の発生が予想される場合は、農業改良普及センター等の指導のもとに、病虫害班を組織し防除機具を主体に一斉防除、集団防除を行う。

又、農協に農薬の調達を依頼し、その運搬等の要請を行うものとする。

(3) 種苗対策

水害等の災害により、農作物の流失やかんばつによる枯死によって改植や追播きを生じた場合は、農協等に依頼して種苗を確保するものとする。

(4) かんばつ対策

かんばつにより農作物の枯死する状態が予想される場合は、ポンプの確保等により、用水の確保に努めるものとする。

2．畜産関係

災害時における家畜及び家畜関係の災害の応急対策として、次の措置を講ずるものとする。

(1) 家畜の防疫及び診断

水害時において発生する家畜伝染病に対処するため、家畜の防疫、診断は県知事の指示により行うものとし、家畜が死亡した時は、飼育者は町長に届け出るものとし、町長は県の指示を受けるとともに、飼育者に対し死体の処理（埋没等）を行うものとする。

(2) 畜舎消毒の徹底

家畜伝染病に対する予防はもちろん、環境衛生上の面から畜舎の消毒は、徹底的に行うものとする。

(3) 飼料の確保

災害により飼料の確保が困難となった場合は、県に要請する等して、必要数量の確保を図ると同時に、飼育者以外の農家にも協力してもらい飼料の確保を図るものとする。

3．施設関係

農地、農業用施設等の被害に対しては、別途災害復旧計画に基づいて対処するものとする。

4．技術者指導関係

災害発生によっておこる農作物被害に対して、再生産のための技術指導を農協、普及センターの技師の応援を求めて、現地指導及び資料の作成配布を行うものとする。

第12節 自衛隊災害派遣要請計画

災害時における自衛隊の災害派遣要請に関する計画を次のとおり定めるものとする。

1．災害派遣要請計画

自衛隊の災害派遣要請計画にあつては人命及び財産の保護のため行うものとし、おおよそ次の基準によるものとする。

- (1) 人命救助のための応援を必要とするとき
- (2) 水害、高潮、津波等の災害、又は災害の発生が予想され、緊急措置に応援を必要とするとき
- (3) 町内で大規模な災害が発生し、緊急措置のため応援を必要とするとき
- (4) 救援物資の輸送のため応援を必要とするとき
- (5) 主要道路の応急復旧に応援を必要とするとき
- (6) 緊急措置のための医療、防疫、給水及び通信支援などの応援を必要とするとき

2．災害派遣要請の要領

町長は、自衛隊の災害派遣を要請する場合は、次の事項を明らかにした文書をもって、県知事（消防防災課）に要請するものとし、緊急を要する場合は、口頭、又は電話で要請し、後に速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 災害の状況及び派遣を要請する理由
- (2) 派遣を必要とする期間
- (3) 派遣を希望する人員、車両、船舶等の概数
- (4) 派遣を希望する区域及び活動内容
- (5) その他作業用資材、宿舎の準備状況などの参考事項

3．災害派遣部隊の受入態勢

(1) 受入準備の確立

町長は、県知事から災害派遣の通知を受けたときは、次により措置するものとする。

イ 宿舎等の準備

派遣部隊の宿泊所、車両、器材等の保管場所の準備、その他受入のため必要な措置及び準備を整えるものとする。

ロ 作業計画の樹立

応援を求める作業計画の内容、所要人員、器材等の確保、その他について計

画を立て、派遣部隊の到着と同時に作業ができるよう準備しておくものとする。

4．派遣部隊の撤収要請

町長は、派遣部隊指揮官と協議し、他の機関を持って対処できる状況になり、派遣部隊の救援を要しない状況となったときは、派遣部隊の撤収について知事に要請をするものとする。

(1) 撤収要項事項

- イ 撤収日時
- ロ 撤収要請の事由
- ハ その他

第13節 地震及び津波災害対策計画

地震により津波、建物の倒壊、火災等の各種災害の発生が予想されるため、地震災害の総合的な応急対策を定めるものである。

1．組織及び動員対策

- (1) 地震発生時には、各種災害が予想されるので、町長は災害対策本部を設置し、総合的な対策を実施するものである。
- (2) 職員の配置は「第3節動員計画」に基づき配備するものとする。

2．応援協力体制

- (1) 町は県及び防災関係機関と、密接な連携を保ち、災害対策に万全を期するものとする。
- (2) 人命または財産の保護のため、自衛隊の災害派遣を必要と認められた時は、「第3節自衛隊災害派遣要請計画」に定めるところにより、自衛隊の災害派遣を要請するものとする。
- (3) 町は、応援措置を実施するため、必要があると認められたときは、他の市町村に対し、応援を要請するものとする。

3．通信連絡対策

- (1) 防災行政無線等の活用
有線通信が途絶したときは、防災無線等を活用し、情報の収集、伝達を行うものとする。
- (2) 放送機関の利用
緊急を要する場合には放送機関に放送を依頼するものとする。

4．津波対策

- (1) 監視体制等

津波の発生が予想される場合には、消防団長は直ちに海面の監視、その他の
応急対策を行なうものとする。

(2) 津波予報の伝達

長崎県またはN T Tから伝達される津波予報は「第2章第1節予警報等の伝
達計画」の伝達系統に基づき、住民に対し迅速かつ的確に伝達するものとする。

5. 広報活動対策

地震発生時の人心の安定を図るため「第4節災害広報計画」に基づき、迅速かつ
適切な広報活動を行うものとする。

6. 避難対策

地震による津波、火災等の二次災害から、住民の安全を守るため「第6節避難計
画」に基づき、避難の勧告、指示、避難誘導等を迅速に行うものとする。

7. 人命救助対策

家屋、工作物の倒壊による下敷又は津波による流出等救出を要するものを早急に
救出するため、人命救助体制を確立し、迅速に救助活動を行うものとする。

8. 消火対策

大地震による同時多発火災、大火が予想されるとき消火対策は、大火防ぎよの
措置を講ずるものとする。

9. 食糧対策

住家の損壊、ガス又は水道施設の破損等により日常の食事に支障を生じた者等に
対しては必要な食糧の確保とその供給の安定を図るものとする。

10. 給水対策

水道施設の破損等により飲料水を得ることができない者に対しては、最小限必要
な飲料水を供給するものとする。

11. 医療救護対策

負傷者に対しては、迅速、適切な医療救護を行うものとする。

12. この計画に定めるほか、地震災害から町民の安全と町民生活の安定を図るため地
域防災計画「第3章災害応急対策計画」に基づき、総合的な応急対策を実施するも
のとする。

第14節 油流出事故に対する災害対策計画

本町の周辺海域において、大量の油の海上流出事故が発生した場合は、長崎県、海上保安庁等と連絡を密にし、情報収集に努めることとし、船舶、港湾、沿岸等に著しい被害、又は海域に著しい汚染を及ぼす恐れがある場合は、町長は直ちに関係機関と協議し、被害防止に努めることとする。

1 . 消防団の出動要請

町長は被害の発生が予想される場合は、消防団長と協議の上、消防団に対し被害防止のため、出動の要請を行うものとする。

2 . 漁協等への協力要請

町長は被害の発生が予想される場合は、漁協長と協議の上、漁協組合員に対し被害防止のため、動員の協力を要請するものとする。

3 . 一般住民への協力要請

町長は被害が甚大であると認める場合は、地区会長と協議の上、一般住民に対し、被害の拡大防止のため、動員協力を呼びかけるものとする。

4 . 資材、器材等の調達

町長は被害の発生が予想される場合は、被害防止対策として、必要な資材、器材の確保に努めるものとする。

第4章 災害復旧計画

第1節 公共施設の災害復旧

災害により被災した公共施設の災害復旧は、第3章の応急対策を講じた後、災害復旧事業の実施責任者において、各施設の原形復旧にあわせて再災害の発生防止のため必要な施設の新設、改良を行うなどの事業計画を樹立し、早期復旧を目標にその実施を図るものとする。

1. 激甚災害の指定促進措置

激甚災害（激甚災害に対処するための特別財政援助等に関する法律の激甚災害）が発生した場合、町長は被害の状況を速やかに調査把握し、早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置して、公共施設の災害復旧事業が円滑に行われるよう努めるものとする。

2. 緊急災害査定促進

災害が発生した場合、町長は速やかに公共施設の災害の実態を調査し、必要な資料を調整し災害査定に緊急実態が容易となるよう、所要の措置を講ずるものとする。

3. 緊急融資の確保

町長は、災害復旧に必要な資金需要額を早急に把握し、その負担すべき財源を確保するため、起債など所要の措置を講ずるものとする。

第2節 民有施設の災害復旧

町は、被災した民有施設の早期復旧を図るため、必要な復旧資金の確保、復旧計画の樹立、又は実施等について斡旋指導を行い、又は必要に応じて資金の融資に伴う金利助成の措置をとるとともに、被災者の生業資金の斡旋及び職業の斡旋等、生活確保の措置を講じ、民生の安定、社会経済活動の早期回復に努めるものとする。

1. 住宅資金の斡旋

(1) 災害復旧住宅資金

町長は、被災滅失家屋の状況を調査し、罹災者に対し住宅金融公庫などの資金導入が早急に、円滑に行われるよう借入手続きの指導を行い、促進を図るものとする。

(2) 災害特別貸付金

災害により、滅失家屋が10戸以上となった時は、町長は罹災者の希望により災害の実態を把握した上で、災害特別貸付金制度による融資を住宅金融公庫に申し出るものとする。

2．農林漁業制度金融の確保

町長は、災害により損失を受けた農林漁業者、農林漁業者の組織する団体に対し、農林漁業等の経営等に必要な資金及び災害復旧資金の融通、並びに既存貸付期限の延長措置について指導斡旋を行うとともに、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法に基づく利子補給、並びに債務保証を行い農林漁業の生産力の維持増進と経営の安定を図るものとする。

3．生活確保資金の融資

町長は、災害を受けた低所得者に対する資金の融資貸付金等について指導斡旋を行うものとする。

(1) 生業資金の貸付け

町長は、罹災した生活困窮者等の再起のため必要な事業資金、その他小額融資の貸付資金を確保するため、次の資金の導入に努めるものとする。

- イ 災害救助法による生業資金
- ロ 生活福祉資金の災害援護資金、母子福祉資金
- ハ 国民金融公庫資金

(2) 母子世帯、低所得者等に対する住宅融資

母子世帯、あるいは低所得者世帯で災害により住宅を失い、又は破損等のために居住することができなくなった場合住宅を補修し、又は非住宅を住宅に改造する等のため、資金を必要とする世帯に対し、次の資金の導入に努めるものとする。

- イ 生活福祉資金の災害援護資金、又は住宅資金
- ロ 母子福祉資金の住宅資金

重要水防区域（河川）

水系名	河川名	重要水防区域		予想される事態	対策水防工法	予想される被害状況 A家屋戸、B耕地ha、C道路m	区分	
		区	域 延長					
笛吹川	笛吹川	右	笛吹郷1962～789	370	溢決 水壊	積土俵工	A 102 C 320	準用川
		左	笛吹郷1962～789	370				
筒井川	筒井川	右	前方郷3572～3595	166	"	"	A 24 B 0.08 C 80	"
		左	前方郷3572～3595	166				

重要水防区域（海岸）

沿岸名	海岸名	区	域 延長	予想される事態	対策水防工法	予想される被害状況 A家屋戸、B耕地ha、C道路m	管理者
五島沿岸	小値賀	笛吹	470	溢水	積土俵工	A 35 B 300	県
"	斑	斑	240	"	"	A 37 B 300	"

災害危険箇所（急傾斜）

番号	災害危険箇所	地区名	予想される災害	備 考
1	小値賀鉄工所裏付近	小浜町	地すべり	
2	寿し伝裏付近	浦町	地すべり	
3	特老（養寿園）裏～新町付近	柳田町	地すべり	
4	町道唐見崎線	前方後目～唐見崎	地すべり	
5	斑児童公園裏付近	斑浦	地すべり	

小値賀町避難所一覧表

番号	避難場所名	所在地	収容地区名	給水炊飯施設の有無	管理体制	備 考
1	小値賀町地域福祉センター	笛吹郷 2 3 6 7 番地	笛吹全地区	有	社会福祉協議会	

2	小値賀町総合体育館	前方郷 2 5 6 番地の 1	笛吹全地区	有	教育委員会	
3	小値賀町離島開発総合センター	笛吹郷 2 3 7 1 番地	笛吹全地区	有	教育委員会	
4	前方農村婦人の家	前方郷 3 7 5 4 番地の 1	前方全地区	有	地区会長・婦人会長	
5	柳住民センター	柳郷 7 7 6 番地の 1	柳全地区	有	地区会長	
6	浜津住民センター	浜津郷 3 3 0 番地の 1	浜津全地区	有	地区会長	
7	笛吹在公民館	笛吹郷 1 4 4 6 - 2	笛吹在	有	地区会長	
8	いきいき大島の家・和楽苑	大島郷 4 - 1	大島	有	地区会長	
9	斑住民センター	斑島郷 1 番地の 1	斑浦・斑在	有	地区会長	
10	納島住民センター	納島郷 2 0 番地	納島	有	地区会長	
11	六島分校	六島郷 8 9 番地 1	六島	有	校長	
12	中村公民館	中村郷 7 5 3 番地の 1	中村	有	地区会長	
13	小値賀幼稚園	笛吹郷 2 4 6 1 番地 3	全地区	有	園長	
14	小値賀小学校	中村郷 7 1 番地 2	全地区	有	校長	

15	小値賀中学校	中村郷76番地1	全地区	有	〃	
16	斑小学校	斑島郷714番地	斑地区	有	〃	
17	小値賀町若者交流センター	前方郷字池の下	全地区	有	管理人	
18	笛吹保育所	笛吹郷2461番地	全地区	有	所長	